

Ⅱ だれもが安心して過ごせる避難所に向けた取組

1 平常時（日頃からできること・しておくこと）

○基本的な考え方

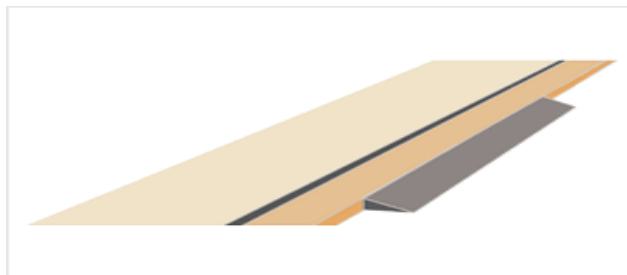
- 平常時から災害が起きた時のためにいろいろな準備が必要です。
- ここではその準備として、「避難所の整備」、「人材の確保と養成」の2つを紹介しています。これらを参考にして、いざというときの対策を行いましょう。

（1）避難所の整備

- 「京都府福祉のまちづくり条例」（p.53～63参照）に沿った整備を行っていただくことに加えて、以下の整備をお願いします。

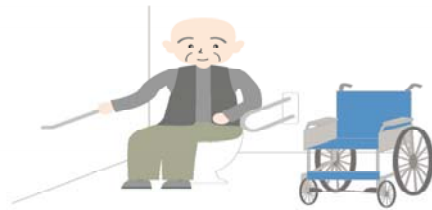
① 障壁（バリア）をなくす

- 段差の解消が構造上不可能な場合は、スロープ板などを用意しましょう。
- 数センチの段差が残る場合には色をつけてわかりやすくしましょう。（色覚に障害のある人への対応として明暗のはっきりするもの。）
- 急なスロープには手すりを取りつけ、雨が降ったときに対応する滑り止めを設置しましょう。
- 溝や穴は板などでふさぎ、危険をなくしましょう。



② トイレの工夫

- トイレの状況を確認し、できる限り和式トイレは洋式トイレへ改修するとともに、車いす利用者が使えるよう整備しましょう。
 - ⇒ 車いすでトイレに行けるか、段差や幅など確認しましょう。
- 可能であれば、オストメイトに対応するトイレへの改修をお願いします。
 - ⇒ 改修が困難な場合は、あらかじめポータブルの洋式トイレやオストメイトにも対応したトイレなどの手配ができるよう、関係機関との取り決めを行っておくことが有効です。



③ レイアウトづくり（過ごしやすい避難所に向けて）

- ⇒ 下記の事例を参考にしながら各避難所ごとにレイアウトをつくりましょう！

☆レイアウト作成時のポイント

- **通路の確保**
 - 避難所の通路となる部分にライン（夜間に光るもの）を貼り、通路幅は目安として車いすが通れる110センチ程度が望ましい。
- **要配慮者の居住スペース**
 - 移動に困難がある人はスムーズに通路に出られるよう、居住スペースの外側（通路側）が望ましい。
 - 視覚障害のある人は自身の位置が把握しやすい壁際が望ましい。
 - 自閉症や発達障害、認知症の人などは、出入口の近くは騒がしいため、そういった場所は避け静かなところが望ましい。
 - 聴覚障害のある人は掲示板や事務局本部など視覚での情報が伝わりやすく、携帯の電波が入る場所が望ましい。
- 「福祉避難コーナー」を設置 ※（あらかじめパーテーションなどでスペースを確保）

☆「福祉避難コーナー」の紹介（例）

○ 【要配慮者相談窓口】

⇒ 要配慮者のニーズを把握し対応するための相談窓口。対応には一般受付と十分連携をとりながら、保健師など要配慮者に対応できる人材が望ましい。

○ 【静養室（短期）】

⇒ パニックを起こした人が、一時的に落ち着くための静かな場所

○ 【静養室（長期）】

⇒ 避難所でのザワザワした雰囲気の中では過ごしにくい自閉症や認知症の人などが、落ち着くための静かな場所

※ 何よりも落ち着ける環境づくりを基本にした設置を心がける。また、多人数が利用した場合、パニックを起こした人がいると連鎖してほかの人にもパニックを引き起こしやすいため、各個人に一室とした方が望ましい。

○ 【授乳室や更衣室】

⇒ プライバシーに配慮し目張りなどにより安心して利用できるよう設置

○ 【ベッドルーム】

⇒ 簡易ベッドなどを設置し寝たきり高齢者、車いす利用者や立ち上がりやすい人など、幅広く利用できるよう設置

○ 【育児室】

⇒ 子どもを遊ばせる場所。居住スペースより少し離れて設置

○ 【補助犬コーナー】

⇒ 補助犬がいる場合は補助犬のスペースを確保する。スペースの位置としては出入口近くが望ましく、併せて補助犬の説明や理解を求めるなど簡易なポスターを活用し周知する。

※ 注意！！

福祉避難コーナーは、避難所以外で教室など個室が確保できる場合は個室に優先して設置します。ただし、個室が確保できない場合も想定して、あらかじめ避難所内に福祉避難コーナーを設置したレイアウトを検討しておきましょう。

また、静養室、授乳室、更衣室はテントなどを活用する方法もあります。

⇒ このほか、避難所の状況と要配慮者のニーズなどを考慮して必要なコーナーを設置し、過ごしやすい環境づくりを行いましょう！

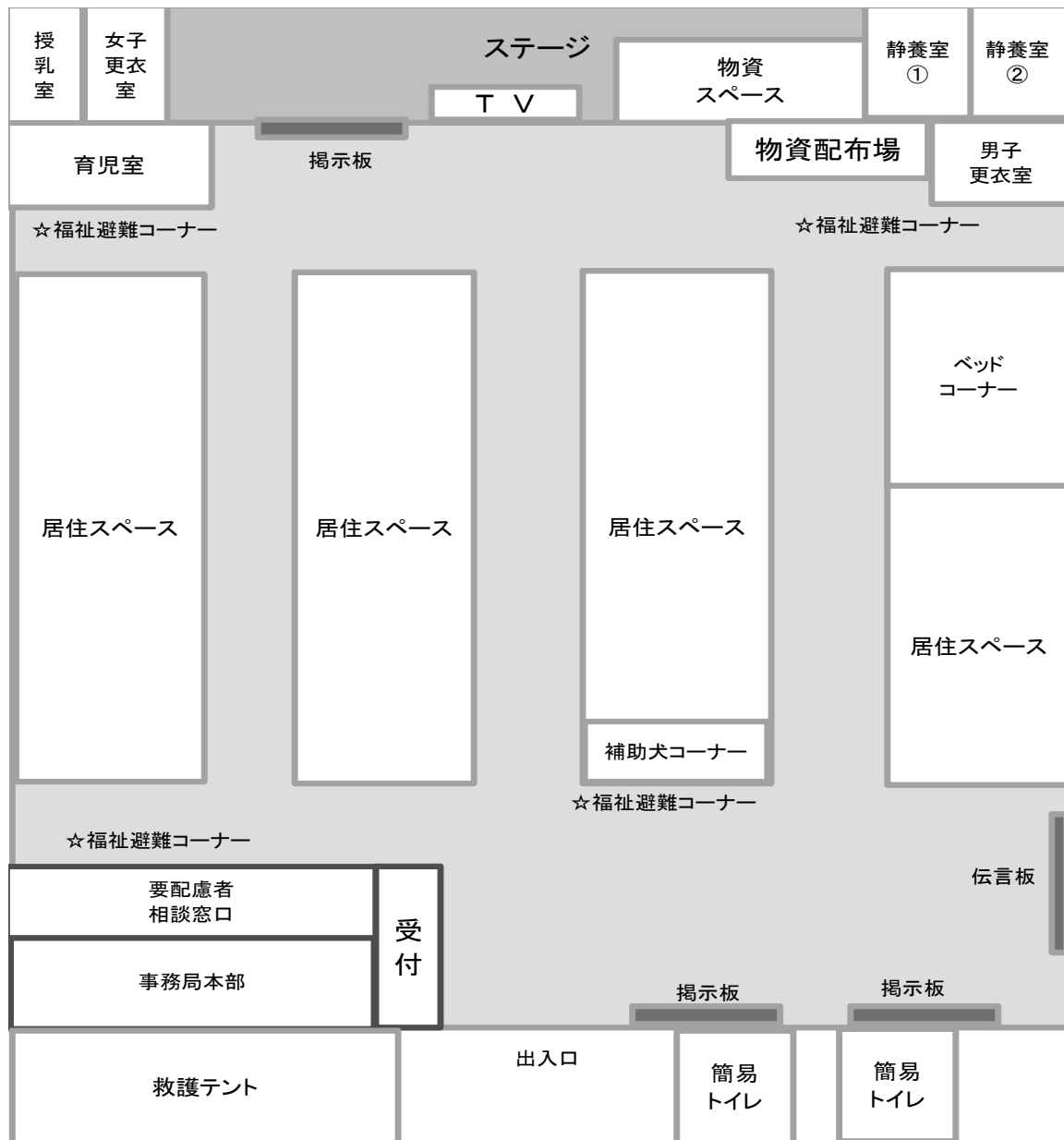
事例1 公民館など小規模の避難所の場合



※ 事例1の注意点

- 居住スペースは壁に隣接して設置する。
- 福祉避難コーナーはパーティションなどで区切り外部から見えないよう工夫する。

事例2 小学校の体育館など



※ 例2の注意点

- 居住スペースはパーソナルスペースの確保のため、壁にできるだけ隣接して設置し、出入りがしやすいよう、通路側に面した部分をできるだけ多くとる。
- ステージがある場合は、ステージ横に授乳室や更衣室、静養室などを設置し有効活用する。(プライバシーや静かなところの確保)
- 育児室は居住スペースから離れたところに配置

④ 避難所での準備物（衣食住のサポート）

通常の備蓄品に加えて、次の物品を参考に要配慮者に対応した準備物の用意をお願いします。

⇒ 備蓄が困難な場合は調達に関する協定をあらかじめ民間企業と締結します。

（要配慮者に対応した準備物 参考例）

○ 食料品

- ・ 飲み込むことに障害のある高齢者などへのやわらかいレトルト食品
- ・ 乳児のための粉ミルク

⇒ 食料はアレルギーがある人や、宗教上食べられない人が避難する可能性があるため何が混入しているか把握しておきましょう。

（小麦粉や卵、乳製品、肉の種類など・・・）

○ 寝具類

- ・ 簡易ベッド ・ マットレス

○ トイレに関すること

- ・ 洋式の仮設トイレ
- ・ 車いす利用者が使えるポータブルトイレ
- ・ オストメイトが利用可能なポータブルトイレ
- ・ 水を使わないトイレ用凝固剤・ゴミ袋
- ・ 衛生用品（紙おむつ（大人用・子ども用）など）
- ・ 浣腸（避難所では水分不足になることが多く便秘が多発する傾向がある）

○ そのほか

- ・ 発電機（燃料がいることに注意！）
- ・ 補装具（車いす、杖、白杖^{はくじょう}） ・ 間仕切り用資材 ・ カーペット
- ・ ラジオ ・ ダンボール ・ 新聞紙 ・ ビニール袋
- ・ ナイロンやアルミホイル ・ 冷却シートやカイロ
- ・ 要配慮者にも対応した設備が一目でわかるように、共通のサイン（シンボルマーク）を活用しましょう。 ※ サインについてはp.50参照
- ・ 福祉避難所、医療機関、福祉関連施設リスト

※ （通常の備蓄品 参考例）

- ① 食料品 : ペットボトル水、乾パンや缶詰など
- ② 寝具類 : 布団、毛布など
- ③ 衣類 : 下着類、乳幼児肌着、靴下、手袋（軍手）など
- ④ 日用品 : タオル、石けん、歯ブラシ、トイレットペーパー、スリッパなど
- ⑤ 食器類 : 茶碗、皿、コップ、はしなど
- ⑥ 救急医療品 : 傷薬、消毒液・絆創膏、解熱剤、風邪薬、胃腸薬など
- ⑦ 照明器具 : 懐中電灯、大型投光器など

(2) 人材の確保と養成

① 要配慮者班をつくりましょう

災害時には市町村職員が地域の住民と一緒に、要配慮者への対応を行う「要配慮者班」(仮称)を組織し、要配慮者への対応をすることとされています。(国の「災害時要援護者の避難支援ガイドラインを参照」)

そのメンバーには市町村職員を中心に、避難所や地域で専門の資格を有した人を加えることが重要です。

※ 市町村職員ほか要配慮者班メンバー 参考例

- 社会福祉協議会職員、社会福祉施設の職員、教職員
- 民生委員・児童委員
- 福祉的な専門の資格を有する人
(社会福祉士・介護福祉士 ほか)
- 障害者団体などの支援団体 など

※ 要配慮者班の編成にあたり関係事業者や団体との協定を事前に結ぶことや、支援の要請先リストを整備することも重要です。

② 「福祉避難サポーター」を養成しましょう

「要配慮者班」がスムーズにサポートを行うためには、より多くの専門的な知識を持つ人が必要となってきます。そこで、各市町村で要配慮者班を支援できる人材「福祉避難サポーター」を養成することも大切です。

「福祉避難サポーター」とは（以下「サポーター」という。）

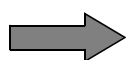
福祉的（要配慮者への対応方法）な知識だけでなく、避難所運営や関係団体との連携知識なども兼ね備え、市町村が設置・運営する一次避難所において要配慮者が快適に避難生活を送れるよう支援できる者

「サポーター」の役割

- 避難所開設の際に、要配慮者班と連携し、ユニバーサルデザインの視点から避難所開設を支援する。
- 「被災の影響」と「避難所での日常生活の困難さ」から福祉関連施設や医療機関などへ移送が必要な人を行政などと連携して検討する。
- 福祉関連施設や医療機関などへ移送の際、必要に応じて市町村職員と連携
- 災害ボランティアに対して福祉的な視点からアドバイスを行う。
- 要配慮者班と連携し、避難所において要配慮者の相談、支援を実施
（福祉避難コーナーの要配慮者相談窓口での活躍）

◆ サポーター候補としては例えば次の人が考えられます。

- 市町村職員・自治体OB
- 社会福祉協議会職員、社会福祉施設の職員、教職員
- 民生委員・児童委員
- 福祉的な専門の資格や知識を有する人
- 障害者団体や関係団体などの支援者
- 学生やアクティブシニア など

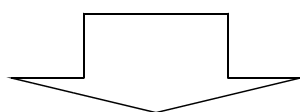


サポーター候補を対象に研修会を実施

※ 研修会では、本ガイドラインの活用や以下のような研修を検討しましょう。

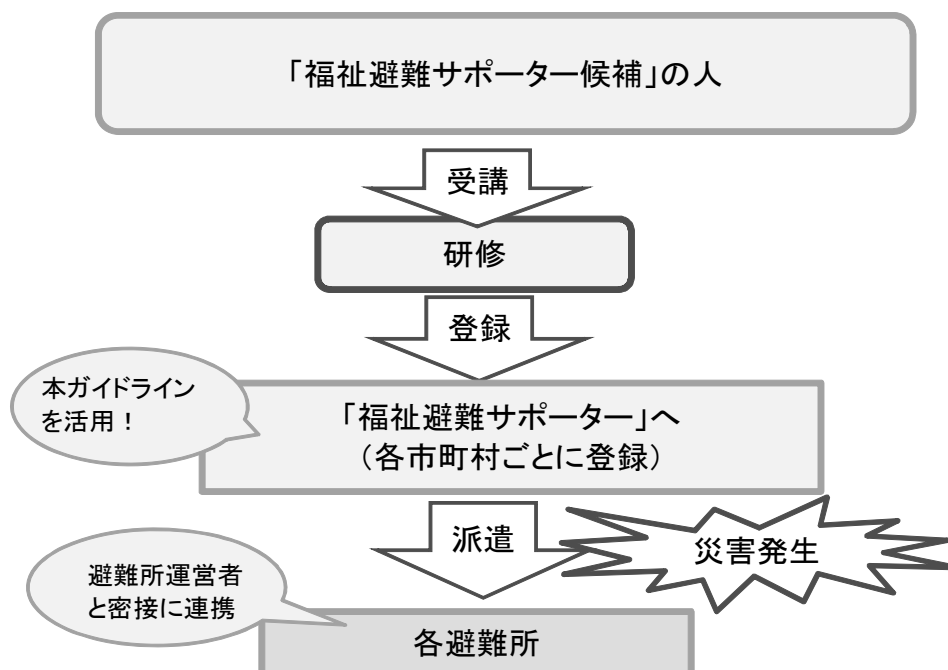
<研修テーマ例>

- ・ 移動が困難な人や、判断能力が低下している人へのサポート方法
- ・ 避難所運営のための基礎知識（ユニバーサルデザインを前提に）
- ・ 災害時における関係団体（警察、自衛隊など）との連携方法
- ・ 医療器具使用の基礎知識（人工呼吸器やAEDなど）
- ・ 補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）への理解の取組 など

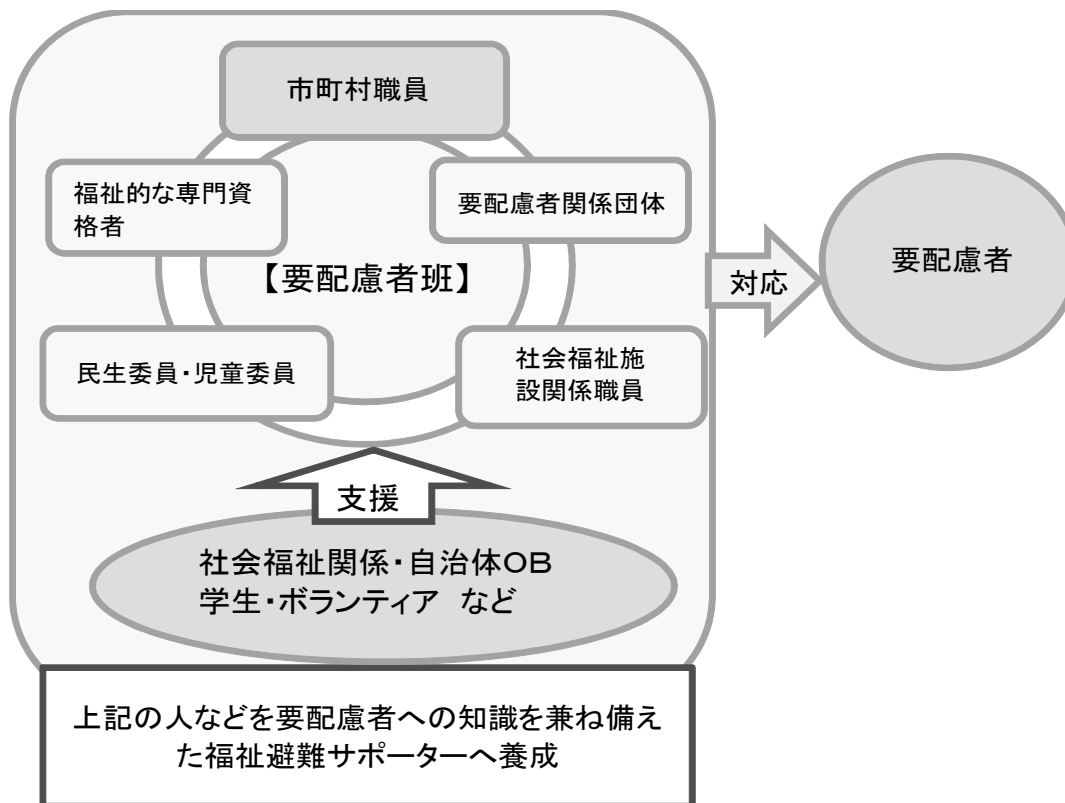


サポーターを各市町村で事前に登録しておくことも有効です。

☆ サポーターの活動までの流れ（例）



☆ 要配慮者への対応図



③ 避難訓練の有効活用

要配慮者の実情を理解するには、避難訓練を有効に活用することが必要です。避難訓練には要配慮者班やサポーターだけでなく、地域の要配慮者自身も実際に参加していただき、いざという時にどのようなことに困るのか、どんな物品が必要かなど具体的な課題やニーズを明確にしておきます。地域住民にとっても、要配慮者の再確認ができ、より理解が深まることとなります。

1) 市町村の皆様準備をお願いすること

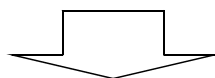
- 要配慮者台帳の整備
- 要配慮者情報の共有の拡大
 - ・ 行政職員や民生委員・児童委員、町内会などが連携し、地域の要配慮者の把握に努める。
- 要配慮者が安全に避難するためのプロセスの確認及び個別計画の作成
- 要配慮者に関わる関係機関などとの連携
- 要配慮者に対する住民の適切な理解の促進
 - ・ 各要配慮者のニーズの理解（p.29以降参照）

・・・など

2) 避難訓練の種類

- 実技・実働型訓練
 - ・ 車いすを押したり、背負ったり、担架で運んだりする技能の取得訓練
 - ・ 視聴覚に障害のある人との通報訓練など情報伝達の実技に関する訓練
 - ・ 避難所運営訓練（事前に準備をしたレイアウトどおり、福祉避難コーナーの設置など環境を整える。）

- 図上演習など（災害発生時のイメージトレーニング・シュミレーション）
 - ・ 要配慮者のマップづくり・支援体制などの確認
 - ・ 要配慮者班の役割・対応手順の確認
 - ・ 避難所運営までのプロセスを再確認・・・など



研修・避難訓練などを活用し、
実践力のある人を育成しましょう！